

# 服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : [hattori@sea.chukai.ne.jp](mailto:hattori@sea.chukai.ne.jp) <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 19 年 12 月号



## 適正な資格取得を！

アルバイト・パートの中で、**週の労働時間が20時間以上**の働き方をされている人は、雇用保険に加入しなければならない場合があります。

労働時間・労働日数が、**フルタイムの方の3/4以上**となる場合は、原則として社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入義務が生じます。

**早めのご相談をお願いします**

## 賞与からの

### 社会保険料・雇用保険料の控除額の算出方法

社会保険料の控除額

標準賞与額 × 健康保険料率 × 厚生年金保険料率

(標準賞与額 = 賞与総額から 1,000 円未満を切り捨てた額)

・健康保険料率.....介護保険に該当する人 = 1,000分の47.15

介護保険に該当しない人 = 1,000分の41

・厚生年金保険料率...1,000分の74.98

雇用保険料の控除額

賞与の総支給額 × 雇用保険料率

・雇用保険料率.....一般の事業 = 1,000分の6/土木・

建築他の事業 = 1,000分の7

ご不明な点は当事務所までおたずねください

## 12月の生活ホットニュース

### 労働契約法・改正最低賃金法が成立

雇用条件や転籍等の雇用ルールを明文化する「労働契約法」と、地域別に最低賃金の引上げを促す「改正最低賃金法」が、28日の参議院本会議で成立しました。

労働契約法は、有期雇用労働者を契約期間中に解雇する場合、「やむを得ない事由がある場合でなければ」解雇できないと修正され、改正最低賃金法は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言が追加されています。

### 75歳以上後期高齢者医療の

#### 平均保険料は年 72,000 円

来年4月からスタートする75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」における1人当たりの保険料が全国平均で年間約72,000円(月額6,000円)となること、厚生労働省の調査で明らかとなりました。都道府県別では、神奈川県が92,750円と最も高く、青森県が46,374円と最も低くなりました。

### 厚生年金保険料未納企業への

#### 納付請求権を国に付与へ

与党が国会に提出していた「厚生年金保険料納付特例法案」の民主党との修正案が明らかになりました。企業による未払い保険料について2年(現行での時効期間)を超えても納付可能とし、納付を拒否した場合は企業名を公表するとし、また、国が未納企業(倒産した場合は元事業主)に対して保険料納付を請求できるようにするとしています。

### 年金の申請遅れで

#### 受け取れなかった年金は 886 億円

社会保険庁は、受給者本人による申請の遅れのせいで時効(5年間)により受け取れなかった年金が、2004年度から2006年度の間総額で886億円あったとの推計結果を発表しました。この3年間における裁定請求は合計482万4,991件あり、そのうち時効で受け取れなかった年金は約1.2%に相当する58,355件でした。